

リブ・イン・ピース連続カフェ 2026 報告  
高市政権下で進む市民監視体制の構築  
－国家情報会議設置法・スパイ防止法の動向－

2026.06.13

弁護士 谷 次 郎

## 第1 はじめに

- ・5月27日、「国家情報会議設置法」が参議院で可決・成立した。
- ・本日は、この法律の何が危険なのか、そして高市政権がこの先に目論む「スパイ防止法」や「戦争国家づくり」の全貌を概観し、私たち市民がどう立ち向かうべきかを考えたい。

## 第2 成立した「国家情報会議設置法」の概要とその本質

- 1 条文－添付資料、QRコード参照
- 2 概要



- ・「国家情報会議」→「重要情報活動」及び「外国情報活動への対処」に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に置かれる。
  - ・重要情報活動→安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動
  - ・外国情報活動への対処→公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処
- 3 国家情報会議の本質は、市民監視・諜報機関の司令部
    - ・この法律によって作られる国家情報会議の実態は、政府を批判する国民を日常的に監視し、抑圧するための「市民監視・諜報機関の司令部」
    - ・政府の思惑次第でどのような調査でも可能となり、市民を日常的に監視して政府批判を黙らせるための機関として機能する。
    - ・さらに、アメリカのCIAのように、諸外国に対してスパイや破壊工作を仕掛けかねない極めて危険な組織である。
  - 4 高市首相の国会答弁と、法的拘束力のない「附帯決議」の欺瞞
    - ・高市首相は「デモや集会への参加を理由に調査対象になることは想定しがたい」と答弁し、衆院通過時には「所掌事務とは無関係な情報収集依頼を行わない」などとする附帯決議がついた。しかし、附帯決議には法的拘

# 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

Law RevisionID:508AC0000000028\_20261202\_000000000000000

令和八年法律第二十八号

## 国家情報会議設置法

### (趣旨)

**第一条** この法律は、国家情報会議の設置及び所掌事務等について定めるものとする。

### (設置)

**第二条** 重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

**第三条** 会議は、次の事項について、調査審議する。

- 次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針
  - 関係行政機関における重要情報活動の重点
  - 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項
- 情報収集衛星（我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星をいう。）の開発及び運用に関する重要事項
- 外国情報活動への対処に関する基本的な方針
- 重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価
- 重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価
- その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項

### (組織)

**第四条** 会議は、議長及び議員で組織する。

### (議長)

**第五条** 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理する。

#### （議員）

- 第六条** 議員は、前条第三項に規定する国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てる。
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、第三条第四号に掲げる事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の同項に規定する国務大臣のうち当該事案に関係する者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うことができる。
  - 3 議長は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第一項に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
  - 4 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。第八条第二項において同じ。）がその職務を代行することができる。

#### （資料提供等）

- 第七条** 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報であつて、会議の調査審議に資するものを、適時に提供するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

#### （服務）

- 第八条** 議長及び議員は、非常勤とする。
- 2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者、第六条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者並びに次条の規定により関係者として会議に出席した者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

#### （関係者の出席）

- 第九条** 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

#### (幹事)

**第十条** 会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

#### (議事)

**第十一条** 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

#### (事務)

**第十二条** 会議に関する事務は、国家情報局において処理する。

#### (主任の大臣)

**第十三条** 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

#### (政令への委任)

**第十四条** この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

束力など一切ない。

#### 5 過去に行われた市民監視の実例－「大垣警察署市民監視事件」

- ・かつて岐阜県で、風力発電に反対する平穏な市民運動を警察が日常的に監視し、個人情報収集・漏洩していた事件（名古屋高裁で違法と断罪）があった。国家権力は、自らに都合の悪い市民を必ず「監視対象」にする。「想定しがたい」という口約束ほど、あてにならないものはない。

#### 6 インテリジェンス機関の暴走を防ぐ「監視・監督体制」の決定的な欠如（諸外国との比較）

- ・国家情報会議のような強力な権限を持つ情報機関の活動は、秘密裏に行われるため常に人権侵害の危険を伴う。だからこそ諸外国では、情報機関に対する厳格な監視体制が不可欠とされている。
- ・国立国会図書館の調査（2014年。QRコード参照）によれば、アメリカでは議会に法案審査や証人喚問の権限を持つ「常設の特別委員会」が監視を実施し、イギリス、ドイツ、フランスでも通常の議会委員会とは異なる「特別の監視機関」が法律に基づいて設置され、情報機関を厳格に監督している。
- ・日本弁護士連合会も2026年の意見書（QRコード参照）で、「インテリジェンス機関による人権侵害を防止するためには、独立した第三者機関による監督を制度化することが必須である」と強く指摘している。
- ・しかし、今回成立した「国家情報会議設置法」には、欧米のような政府から独立した第三者や議会による強力な監視・監督規定がすっぱり抜け落ちている。これは、権力による監視社会化へのフリーハンドを与えるものである。



### 第3 「スパイ防止法」への道と、高市政権の狙い

#### 1 高市首相が公言する「次はスパイ防止法」

- ・高市首相は国家情報会議の成立を足掛かりに、次は「スパイ防止法」の制定を狙うと公言している。
- ・自民党と日本維新の会の連立合意にある「インテリジェンス強化」の終着駅こそが、このスパイ防止法である。

#### 2 スパイ防止法がもたらす暗黒社会

- ・何が「スパイ行為」にあたるのかの境界線は曖昧であり、行政の恣意的な判断で「政府の政策に反対する市民」「秘密を暴くジャーナリストや法律家」が芋づる式に処罰される社会になりかねない。

- ・これにより、社会全体に「物言えば唇寂し」という強烈な萎縮効果が生まれ、主権者たる国民の口が完全に塞がれてしまうことになる。

#### 第4 目白押しの戦争国家づくりー情報統制と人権抑圧の連動

- 1 「生活苦の放置」と「対中敵対・好戦路線」の暴走
  - ・現在の高市政権は、国民の生活苦やインフレ、原油高を放置したまま、中国との戦争を想定した「戦争国家への改造」に突き進んでいる。
  - ・情報監視体制の構築（国家情報会議・スパイ防止法）は、この戦争準備と完全に表裏一体であるといわなければならない。
- 2 閣議決定による「武器輸出解禁」という暴挙
  - ・4月には、殺傷兵器を含む武器の輸出解禁を、国会審議すら経ずに「閣議決定」のみで強行した。憲法の平和主義を形骸化させ、「死の商人国家」へまっしぐらに進む暴挙。
- 3 思想統制の道具としての「国旗等損壊罪」の恐怖
  - ・現在、自民党は「国旗等損壊罪」を国会に提案しようとしている。国旗国歌法制定時には「国民に義務は負わせない」としたにもかかわらず、日の丸への抗議スローガンや SNS の投稿すら犯罪として処罰しようという、前代未聞の思想統制。
- 4 「安保3文書」改訂と、憲法改悪（緊急事態条項）の狙い
  - ・軍事費のさらなる増額を伴う「安保3文書」のさらなる改訂や、自民党大会での「改憲の時は来た」との号令、そして内閣が独裁権力を握る「緊急事態条項」の創設を狙っている。
  - ・高市首相の目指す改憲の本質は、「国家を縛る憲法」から「国民を従わせる憲法」への逆転であり、天皇制軍国主義への先祖返り。

#### 第5 まとめー市民の力でブレーキを

- ・法律が成立した今、私たちがなすべきことは、この国家情報会議の運用に対し、主権者たる市民が「独立した監視の目」を光らせること。
- ・そして、反高市・改憲反対・戦争反対の広範な運動をさらに広げ、高市政権にブレーキをかけていかなければならない。

以上

表 欧米主要国議会による情報機関の監視

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
類型	常設の特別委員会・各院	特別の組織・両院合同	特別の組織・下院	特別の組織・両院合同
組織の名称 (根拠規定)	上院情報特別委員会（1976年上院決議） 下院常設情報特別委員会（下院規則）	議会情報保安委員会 (2013年司法及び保安法)	議会統制委員会 (基本法第45d条、統制委員会法)	情報活動に関する議員代表団 (議会の両議院の運営に関するオルドナンス第58-1100号)
人数・現在の構成	上院:15人(民主党8人、共和党7人)。歳出、軍事、外交及び司法の4委員会の委員各2人(民主党1人、共和党1人)を含む。多数党及び少数党の院内総務、軍事委員会の委員長及び少数党筆頭委員は役職指定の委員(表決権なし) 下院:21人(共和党12人、民主党9人)。歳出、軍事、外交及び司法の4委員会の委員各1人を含む。議長及び少数党院内総務は役職指定の委員(表決権なし) 委員長は、各院とも多数党委員から選出	・下院議員と上院議員の計9人 ・下院議員7人(保守党3人、自由民主党1人、労働党3人)、上院議員2人(保守党1人、無所属1人) ・委員長は、委員の中から互選	・選挙期ごとに連邦議会で議決(第18選挙期は9人) ・キリスト教民主・社会同盟(与党)4人、社会民主党(与党)3人、左派党(野党)1人、緑の党(野党)1人 ・委員長は、1年ごとに与野党で交代	・上院議員4人及び下院議員4人の計8人。そのうち4人は両院の国内治安を所管する委員会の委員長及び国防を所管する委員会の委員長が役職指定で任命 ・上下両院の委員ともに、社会党(与党)3人、国民運動連合(野党)1人 ・委員長は、1年ごとに上院及び下院の議員で交代
役割	①中央情報局等17の情報機関の情報活動の監視、②情報機関の予算及び関連法案の審査、③情報機関の人事案件の審査(上院)	国家保安局、秘密情報部、政府通信本部等の情報保安機関の支出、運営、政策及び作戦の精査又は監視	連邦憲法擁護庁、軍事防諜局及び連邦情報局の活動の統制	政府の情報活動の統制及び評価
情報収集に関する権限	委員会は、完全かつ最新の情報提供を受けることを保障されているが、大統領が極めて重要な国益に影響する非常事態に対応するために必要不可欠と判断した場合には、情報提供を両院の指導部等8人に限ることができる。	国家保安局、秘密情報部又は政府通信本部の長官は、委員会から情報の開示を求められた場合には、①求めに応じた情報の提供、②国務大臣が開示を決定したため開示できない旨の通知のいずれかを行わなければならない。	議会統制委員会は、連邦政府及び上記機関に、文書の送付等の情報提供を求めることができ、裁判所及び官庁は、文書の提出等について、法的扶助・職務扶助の義務を負う。特に理由がある場合には、連邦政府は、理由を説明した上で情報提供を拒否できる。	委員及びその補佐を行う職員は、国防秘密を知る権限を有する。ただし、個人の匿名性、安全又は生命を危険にさらすおそれがある情報及び情報を取得する方法を除く。
議会への報告義務	情報機関による情報活動等の類型及び範囲について、定期的に各院に報告する。	年次報告書を議会に提出しなければならないほか、必要な場合には特別報告書を議会に提出する。	選挙期の間時点及び終了時点で、活動全般について、連邦議会に報告する。	活動概要を記載した年次報告書を公表する。
秘密情報の取扱い	秘密情報の取扱い等については、委員会の規則で詳細に定めており、委員会の会議及び聴聞会等は、原則として非公開	秘密情報の取扱い等については、首相と委員会が合意して定める了解覚書に基づいて行う。	秘密資料の取扱いについては、ドイツ連邦議会議事規則第3附則(秘密保護規則)の規定を適用	議員代表団の審議は国防秘密に該当し、委員及び補佐する職員は秘密保持義務を負う。
委員が本会議・委員会以外で秘密を漏えいした場合の扱い(※)	懲罰を所管する委員会による審査を経て懲罰を受ける。連邦法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	1989年公務秘密法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	刑法典違反となる場合には、自由刑又は罰金に処せられる。	刑法典違反となる場合には、自由刑及び罰金に処せられる。

(※) 委員が、本会議・委員会において秘密の内容について発言した場合には、免責特権により院外では責任を問われない。  
(出典) 各組織のウェブサイト等に基づいて筆者作成。